

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月1日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長坂 一
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京(03)3746-5100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 山田 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	東京(03)3746-5100(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 山田 晃
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪府大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 名古屋国際センタービル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月30日開催の当社第154回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金は1株につき3円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第17条以下を1条ずつ繰り下げるものである。取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる規定として、現行定款第25条（社外取締役の責任免除）及び第32条（社外監査役の責任免除）に所要の変更を行う。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになった。これに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（社外取締役の責任免除）及び第32条（社外監査役の責任免除）に所要の変更を行う。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役に長坂一、室伏信幸、細谷正直、福田敏昭、芹澤雄二、杉原幹治、熊倉禎男及び神林伸光の8氏を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役に笹尾誠一郎、寒川恒久、浅川幸久及び掛橋和幸の4氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に草場正博氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
第1号議案	143,652	5,428	12	(注)1	可決(95.93%)
第2号議案	143,817	5,263	12	(注)2	可決(96.04%)
第3号議案				(注)3	
長坂 一	123,345	25,735	12		可決(82.37%)
室伏 信幸	139,853	9,227	12		可決(93.39%)
細谷 正直	139,861	9,219	12		可決(93.40%)
福田 敏昭	139,871	9,209	12		可決(93.40%)
芹澤 雄二	148,486	594	12		可決(99.16%)
杉原 幹治	148,481	599	12		可決(99.15%)
熊倉 禎男	148,736	344	12		可決(99.32%)
神林 伸光	148,766	314	12		可決(99.34%)
第4号議案				(注)3	
笹尾 誠一郎	114,651	34,429	12		可決(76.56%)
寒川 恒久	145,276	3,804	12		可決(97.01%)
浅川 幸久	139,225	9,855	12		可決(92.97%)
掛橋 和幸	146,522	2,557	12		可決(97.85%)
第5号議案				(注)3	
草場 正博	109,562	39,518	12		可決(73.16%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分、及び当日出席株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権数の集計により、全ての議案は可決の要件を満たしたことから、会社法上適法に決議が成立したものととして、株主総会当日の一部出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は集計しておりません。

以上